

●香川県告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年10月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

指 定 年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
平成23年 4月1日	香生施 370	石井 辰興 小豆郡小豆島町安田甲237 番地9	オリーブ整骨院 小豆郡小豆島町安田甲136 番地6	柔道整復
平成23年 4月1日	香生施 371	前田 勝洋 小豆郡小豆島町安田甲1686 番地6 スカイハウス202号	オリーブ整骨院 小豆郡小豆島町安田甲136 番地6	柔道整復
平成23年 7月17日	香生施 372	岡村 優 小豆郡小豆島町室生333番 地	優整骨院 小豆郡小豆島町室生333番 地	柔道整復
平成23年 7月25日	香生施 373	筑後 一二 さぬき市志度3372番地1コ ーポウイングダム3-202号	ちくご鍼灸整骨院 高松市木太町1602番地1 算 ビル1階	柔道整復
平成23年 7月27日	香生施 374	高津 大輔 丸亀市幸町2丁目7番22- 203号	たかつ整骨院 丸亀市田村町1774番地2	柔道整復